

城北公園整備・管理運営事業者募集事業に関する質問及び回答

No	質問対象	質問	回答
1	公募設置等指針 P10(7)②③	現況を活かした整備であれば、無料駐車場48台を提示いただいた事業区域Bエリアの厳密な範囲に収める必要はない、と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	公募設置等指針 P11(9)	管理する対象の施設は、本事業により新規に整備した施設と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	公募設置等指針 P11(10)	整備費用は、整備のために必要となる調査、設計、工事等の費用と理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	公募設置等指針 P12(12)(13)	シェアサイクルポートの設置場所を、本事業により設置場所を変更した場合でも、その占用料は事業者の負担ではないと理解してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	公募設置等指針 P13(1)②ウ	「直近決算において債務超過でないこと」とありますが、新型コロナウイルス感染症の影響による場合、緩和措置や条件の追加等をご検討いただけませんか。(例えば、持続化給付金を受けている場合は除く、資格条件を満たしている法人が1者ある場合はその他の構成法人は除く、など)	緩和措置や条件の追加等は検討しません。
6	公募設置等指針 P17【応募書類の取扱い】①	無償での使用は構いませんが、公表にあたっては、その内容について、事前に事業者の確認をするようにお願いします。	事業者の確認をしたうえでの公表になります。
7	公募設置等指針 P18【城北公園 Park-PFI 事業者選定委員会】	委員は、全部で7名で、全て行政機関(静岡市)以外の者であると理解してよいでしょうか。もし、異なる場合は、行政内部もしくは外部の委員の人数を教えてください。	委員7名の内、市職員は2名となります。

8	公募設置等指針 P18(8)②	第二次審査のプレゼンテーションにおいて、応募グループの代表法人または構成法人に所属していない者（協力会社の担当者など）が、一部のプレゼンテーションを行うことは可能でしょうか。	認められません。
9	その他	現在の城北公園の管理方法・体制を教えてください。 例:静岡市が直営で清掃、植栽管理等の業務委託をしている。等	静岡市が清掃、植栽管理等の業務委託を発注しております。詳しい内容はNo41の回答をご参照ください。
10	その他	本事業で整備した公募対象公園施設・特定公園施設以外の場所でイベント等を開催する場合の使用料を教えてください。	イベント等の行為許可使用料 33 円/㎡・日 行為のために設けられる仮設工作物占用料 22 円/㎡・月
11	参考資料図面	提示いただいた平面図（CAD データ）に対応する樹木リストを公表ください。	別添城北公園樹木一覧のとおりです。
12	その他	城北公園内の地盤調査の資料（図書館や公園内施設を建てる際に調査されたものなど）がありましたら、公表してください。	地盤調査の資料はありません。
13	公募設置等指針 P7(10)	認定計画提出者は「事業用定期借地権」と同等の権利を得られますか。また出店テナントとの間は「定期建物賃貸借契約」による賃貸借で問題ないでしょうか。加えてテナントとの契約期間を 20 年としても問題ないでしょうか。	認定公募設置等計画の有効期間は 20 年となりますので、20 年以内の事業期間内（協議、設計、工事、営業期間、撤去）は、認定計画提出者が責務を果たしていない場合等がなければ設置管理許可の更新を保証します。出店テナントとの契約方法等については、認定公募設置等計画の有効期間内で判断していただき認定計画提出者に委ねます。
14	公募設置等指針 P7(11)	10 年目に設置管理許可の更新が必要ですが、更新できない場合はありますでしょうか。また、期間について 30 年とする事は協議できませんでしょうか。（都市公園法第 5 条第 4 項の適用はないでしょうか。）	認定計画提出者が責務を果たしていない場合等がなく、認定公募設置等計画の有効期間内であれば設置管理許可の更新を保証します。認定有効期間終了後における設置管理許可については、事業実施状況に特段の問題がない場合、協議により設置管理許可を更新する場合があります。公募設置管理制度による事業であるため都市公園法第 5 条第 4 項の適用はありません。
15	公募設置等指針 P8(3)①	騒音に関する基準はありますでしょうか。	施設規模や設備等により異なることから、静岡県生活環境の保全等に関する条例等に則ってください。

16	公募設置等指針 P8 (3) ⑤	公募対象公園施設について、建築基準法第 48 条ただし書による許可が必要な場合、公募への参加は可能でしょうか。	公募への参加は可能ですが、関係機関へ必要な確認協議を行ってください。
17	公募設置等指針 P9 (3) ⑮	期間の途中で認定計画提出者が事業を終了した場合、原状回復以外に違約金の負担はないと考えてよいでしょうか。また、原状回復とは、「公園に復すが、その詳細については協議」という意味なのか、「更地に戻して返却」という意味なのかどいう意味合いでしょうか。公募設置等指針 P21(14)には更地と記載されています。	違約金の負担はありません。原則として、都市公園法第 10 条に基づき、原状に回復していただくこととなりますが、原状に回復することが不適當な場合はこの限りではありません。原状回復の必要性については、提出していただく公募設置等計画により異なりますので、市と認定計画提出者との協議により決定します。
18	公募設置等指針 P9 (3) ⑮	期間の途中で認定計画提出者が事業を終了した場合、特定公園施設の駐車場管理も同時に終了できると考えてよいでしょうか。損害賠償が発生することはないでしょうか。	期間の途中で認定計画提出者が事業を終了した場合、特定公園施設の管理許可についても終了し、損害賠償が発生することはありません。
19	公募設置等指針 P9 (3) ⑱	認定計画提出者が工事現場の施工管理等を行う工事責任者を、グループ会社や構成法人に委任しても問題ないでしょうか。	構成法人であれば問題ありません。
20	公募設置等指針 P9 (3) ⑲	「社内検査」の方法は任意でしょうか。	認定計画提出者の施設となるため、社内検査の方法は任意となります。
21	公募設置等指針 P9 (4) ①	建物のリース売却・土地の転貸について 認定計画提出者が建物を設置した後、建物をテナント開業時にリース会社等の第三者に売却した上で認定計画提出者が第三者から建物を賃借して建物管理し、その際同時に土地を第三者へ転貸する事業組み立ては許可頂けますでしょうか。第三者を構成法人として予め届出すれば問題ないでしょうか。	グループで応募する場合は、公募対象公園施設を設置し、かつ所有する法人が代表法人（認定計画提出者）となる必要があり、第三者が建物を所有する場合には、都市公園法第 5 条の 8 に基づき公園管理者の承認を受け認定計画提出者から必要となる地位を承継する必要があります。また、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得る必要があります。

22	公募設置等指針 P9 (4) ①	出店テナントへの土地転貸が可能か 認定計画提出者から、土地自体を出店企業へ転貸する事業は許可頂けますでしょうか。	認定計画提出者が設置管理許可を受け、認定計画提出者の負担において管理運営を行なっていただきますので転貸は出来ません。また、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得る必要があります。
23	公募設置等指針 P9 (4)	出店テナントが入れ替わる場合の手続きの有無はどうなりますか。	認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、本市と協議の上、都市公園法第5条の6第1項に基づき本市の認定を受ける必要があります。変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。
24	公募設置等指針 P9 (4) ⑤	通年営業は絶対条件でしょうか。 「原則通年営業」とあるが「ランチタイムの営業」あるいは「土日の営業は必須」など現時点でその温度感や要望について見解についてお聞きしたい。	年末年始の休業や定休日を定めることは可能です。公園利用者の利便性を考慮し提案してください。
25	公募設置等指針 P10 (5)	公募対象公園施設の営業開始日について、令和3年12月予定とありますが、その日程より遅くなることは可能でしょうか。	可能です。ただし、特定公園施設として整備した施設については、本市への譲渡を令和4年3月までに完了することは必須条件です。
26	公募設置等指針 P10 (7) ②	Aエリアの駐車場はテナント専用になりますでしょうか。	テナント専用とすることは可能ですが、公募対象公園施設に含まれるものとします。
27	公募設置等指針 P11 (9)	駐車場部分の運営管理を、グループ会社または外部の企業に委託する事は許可頂けますでしょうか。構成法人として予め届出すれば問題ないでしょうか。	認定計画提出者が管理許可を受け、認定計画提出者の負担において管理運営を行なっていただきますが、構成法人であれば問題ありません。また、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得る必要があります。

28	基本協定書 (案)	基本協定書締結後、および実施協定書締結後に構成企業の途中変更は可能でしょうか。また、事前に実施協定書案の内容について、開示できませんか。	構成法人の変更は認められません。ただし、公募設置等計画を認定後に変更せざるを得ない場合は、本市と協議の上、都市公園法第5条の6第1項に基づき本市の認定を受ける必要があります。変更にあたっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合する場合に限り、変更の認定を行うことができます。 実施協定書案については、認定計画提出者と協議の上定める予定ですので現在のところ公表する予定はありません。
29	公募設置等指針 P13	事業者より A 区画内の建築及び土木工事を請け負う者は、建設業許可以外に必要な資格要件はありますか。	事業区域 A エリアに特定公園施設として本市へ譲渡する施設がある場合には、応募者の資格を満たす必要があります。
30	公募設置等指針 P10	駐車場等を整備し静岡市への譲渡は代表法人からとなりますか、構成法人からでも良いのでしょうか。	代表法人（認定計画提出者）からとなります。
31	公募設置等指針 P9	原則通年営業とありますが、営業する店舗が年末年始の休業する事は可能でしょうか。	No24 の回答をご参照ください。
32	公募設置等指針 P8	「防災や新しい生活様式を見据えた取組の提案」が提案条件となっておりますが、例を頂くことは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
33	公募設置等指針 P9	樹木の撤去・移設、藤棚の撤去、園路の変更したものについても原状回復義務にあたるのでしょうか。	No17 の回答をご参照ください。
34	公募設置等指針 P7	認定公募設置等計画の有効期間 20 年ですが、更新や延長の可能性は全くないのでしょうか。また延長が可能な時、条件や制約があれば、ご教示ください	認定有効期間終了後における設置管理許可については、事業実施状況に特段の問題がない場合、協議により設置管理許可を更新する場合があります。
35	公募設置等指針 P10	設置許可使用料は月払いでしょうか。	月払いは可能です。
36	公募設置等指針 P10	A 区画に喫煙所を設けても宜しいでしょうか。またその場合の規制・制約はありますか。	設置する事は可能ですが、関係法令等に則った対策を実施し、改正健康増進法や静岡県受動喫煙防止条例等に基づき、公園利用者の望まない受動喫煙の防止を図ってください。

37	公募設置等指針 P13	公募対象施設及び周辺の園地等の植栽管理について、同じ植栽が公園全体に広がっております。植栽の剪定時期や剪定の仕方によって公園全体のバランスが変わってくると思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。	樹木の剪定時期は、公園全体を2分割にエリア分けをして隔年で10月～12月に選定を行い、その他の草刈りや植栽帯除草等は毎年公園全体を業務委託により管理しておりますので、同等またはそれ以上の管理が必要と考えております。
38	公募設置等指針 P13	静岡市とのPFI事業契約は、特定目的会社（SPC）を設立しなければならないのでしょうか、代表法人で宜しいのでしょうか。	必ずしも特定目的会社（SPC）を設立する必要はありません。代表法人が認定計画提出者となります。
39	公募設置等指針 P2	用途地域等について 店舗等の面積（500㎡以下）と記載がありますが、複数棟に分けた場合であっても合計500㎡までという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、建築基準法第48条に基づく許可を得られれば、店舗等面積が500㎡を超えられる場合があります。
40	公募設置等指針 P2	図書館利用者数約320,000人/年 約1,000人/日 →城北公園全体の利用者数ならびに来場者の特性を知りたいです。また、本整備事業をおこなうことにより、それを向上させたいなどの目標値が有れば教えてください。	公園利用者数については把握できておりませんが、市内からの来園者が多数を占めています。また、目標値などはありませんが、事業方針を達成できる公園へと生まれ変わることを望んでおります。
41	公募設置等指針 P6	現在の公園の管理状況（実施範囲、内容、費用、指定管理の場合はその委託期間を）教えてください。	No9、No37の回答をご参照ください。 費用については年間約1,133万円です。（内訳:トイレ清掃 約33万円、樹木管理 約300万円、除草清掃等 約450万円、ポンプ保守点検 約50万円、人工池清掃 約300万円）業務内容については別添城北公園業務委託等仕様書のとおりです。
42	公募設置等指針 P6	噴水、花時計について、修繕及び維持管理事項・費用を教えてください。	維持管理費用等についてはNo41の回答をご参照ください。 修繕や取替をする場合には、噴水ポンプ修繕1台約500万円、花時計取替約1,000万円程度要すると想定されます。
43	公募設置等指針 P7	公募対象施設の設置管理許可期間が1回目10年間・2回目10年以内となっておりますが、20年間一括にて締結は不可でしょうか。	都市公園法第5条第3項により設置管理許可期間は最長10年であることから、20年間一括での設置管理許可はできません。ただし、No14の回答のとおり更新を保証します。
44	公募設置等指針 P8	事業区域内において認定計画提出者が自動販売機を設置することは可能でしょうか。 また、その際は貴市へ占用許可料を要しますか。	設置することは可能です。また、使用料を要します。

45	公募設置等指針 P8 (3) ②	エリア外の範囲外に整備が及ぶ場合とは、アプローチとなる園路や駐車場でしょうか。または飲食店等の公募対象公園施設についてもエリア外に設置可能でしょうか。	園路や駐車場等を想定していますが、現況を活かした整備であれば認めます。
46	公募設置等指針 P8 (3) ③	室外機の露出対応として、飲食店等の公募対象公園施設の屋根上への設置は認められますか。	可能です。
47	公募設置等指針 P8 (3) ⑩	飲食店等の公募対象公園施設の営業終了に合わせて照明は消灯してよろしいでしょうか。	公園の照明灯はタイマーとセンサーにより 17 時～6 時まで点灯するよう設定しております。公園管理上公募対象公園施設周辺の照明の消灯については、別途協議をお願いします。
48	公募設置等指針 P9	事業期間終了後の原状回復の対象物を教えてください。また、復旧困難な健康遊具・藤棚・石積み壁も対象となりますか。	No17 の回答をご参照ください。
49	公募設置等指針 P9 (3) ⑬	やむを得ず変更する場合において提案趣旨を大きく逸脱しないとは、実施設計に伴う店舗の間取り・仕様変更や、協議により生じた樹木伐採の不可避による配置・動線の変更は認められると考えて良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	公募設置等指針 P9 (4) ④	貴市の行う事業に積極的な協力とは、どの程度の協力をお求めになりますか。	具体的な事業は決まっておりませんので、基準等はありません。
51	公募設置等指針 P9、11	工事責任者（現場代理人）は、規模に関わらず専任となりますか。また、AエリアBエリアの全体で 1 名と考えてよろしいですか。また、現場に常駐が必要となりますか。	1 名で構いませんが現場代理人は常駐となります。特定公園施設についての現場代理人の兼任を認める際の条件は、同一の者を現場代理人として配置できる工事は 2 件までとし、いずれも国、地方公共団体等が発注する工事であり、請負代金額が、いずれも 3,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事で、兼任する工事現場間を概ね 1 時間以内で移動できることが条件となります。
52	公募設置等指針 P9、13	事業区域内における本公募にて定める特定公園施設以外の既存の公園施設（植栽、ベンチ、園路等）についての維持管理・運営は、貴市（または現行の指定管理者）にて行うことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、市と認定計画提出者との協議により管理区域等は最終決定します。

53	公募設置等指針 P10	公募対象施設の営業開始時期ならびに特定公園施設の譲渡時期について、進捗により、公募対象施設の営業開始時期が令和3年12月以降や特定公園施設の譲渡時期が令和4年3月以降になった場合、ペナルティはありますか。	ペナルティを科すことは想定しておりません。公募対象公園施設の営業開始時期については予定であることから、規模等により変更は可能です。ただし、特定公園施設として整備した施設については、本市への譲渡を令和4年3月までに完了することは必須条件です。
54	公募設置等指針 P10	Bエリアにおいて無料駐車場48台とありますが、48台を必要とする根拠や目的があれば教えてください。	「平成26年都市公園利用実態調査報告書(抄)」(平成27年3月、国土交通省都市局公園緑地・景観課)を基に休日に必要な駐車台数を算定しています。
55	公募設置等指針 P10(7)	Bエリアにおいて、Aエリアに設置する飲食店等の公募対象公園施設の看板を設置してよいでしょうか。	園内の公園施設を案内する案内板の一部として設置する事は可能ですが、大きさや表示方法については協議が必要となります。
56	公募設置等指針 P10(7)	特定公園施設について、事業者固有の駐車場ロゴサインを掲出してよろしいでしょうか。制約はありますか。	管理する事業者名等を表示することは可能ですが、大きさや表示方法については協議が必要となります。
57	公募設置等指針 P11(8)④	設計基準について、検討・判断の範囲はどこまで対象となりますか。(飲食店等の公募対象公園施設の建物内部、外構計画、サイン計画、既存公園施設(トイレ等の対象エリア外を含む)への誘導なども必要でしょうか)	特定公園施設として整備し、本市へ譲渡をする施設全てが対象となります。
58	公募設置等指針 P12(10)	貴市が負担する負担額上限について、建設に関する費用とは、飲食店等の公募対象公園施設の建物建設費や、Aエリアのインフラ(上下水)ならびに雨水排水工事も含まれますか。	特定公園施設の整備に要する費用であり、特定公園施設として整備し、本市へ譲渡をする施設全てが対象となります。公募対象公園施設の整備に関連する費用は含まれません。
59	公募設置等指針 P12(10)	予算措置等によりこの公募を中止する場合がお有りとの記載ですが、基本協定締結日以降に30,000千円の貴市負担が無くなる場合があるということでしょうか。その場合においても選定事業者は事業を実施しなければなりませんか。	令和3年2月議会で予算の繰越承認が万が一得られない場合を想定しており、中止となる場合には3月上旬に決定します。基本協定締結日以降に事業を中止することは想定しておりません。
60	公募設置等指針 P13	樹木伐採に際し、既存樹木との根がらみにより伐根が難しい場合は、残地と考えてよいでしょうか。	伐根が難しい場合には、別途協議により通行等の支障がないように整地する等措置が必要となります。
61	公募設置等指針 P13	樹木伐採にあたり、実施設計前に改めて現場立ち合いにおいて伐採選定範囲の確認のための打合せをいただき、その結果をふまえて若干の配置変更は可能でしょうか。	可能です。

62	公募設置等指針 P13(1)②エオ	定められている応募資格について、代表法人ならびに構成法人にて満たせない場合において、応募可能となるケースありますか。(例えば、「エもしくはオいずれかの資格状況次第で、いずれかを満たせば応募可能とする)など。]	応募資格全てを満たす必要があります。
63	公募設置等指針 P13	リスク分担において、コロナ・天災地変による認定有効期間や営業開始日・譲渡時期が遅延した場合は延長措置対応をいただきたいのですか、よろしいでしょうか。	不可抗力による遅延については、状況を判断し対応を検討します。
64	公募設置等指針 P21	災害発生時において、Aエリア(飲食店等の公募対象公園施設)についても業務停止命令が発生する可能性はありますか。	可能性はありますが、状況を判断し対応を検討します。
65	様式 15 ④	関連図面に関して、Bエリアにて建物を設置しない場合、立面図は不要とし、舗装仕上げ等の情報を平面図記載対応としてよろしいでしょうか。	可能です。
66	既存埋設管位置図	Bエリア地下貯水槽(既存倉庫南側付近)の正確な位置をお示しください。また地下貯水槽の仕様上において乗用車程度は積載可能でしょうか。	位置については別添城北公園埋設管位置図のとおりです。載荷は可能ですが、構造物を作ることはできません。また、マンホールは常に開けられるようにし、給水時に耐震性貯水槽用給水栓収納庫を利用するため支障がないようにする必要があります。
67	既存排水系統図	既存雨水側溝が計画建物と干渉が生じる場合、切り回しや新設等の対応と考えてよろしいでしょうか。また、事業終了後復旧の必要はありますでしょうか。	ご理解のとおりです。また、復旧についてはNo17の回答をご参照ください。
68	様式 17	現在、城北公園内にて実施されている施設の維持管理仕様をご教示いただきたいです。 (清掃施設保守管理、植栽維持管理、警備、環境衛生管理など)	別添城北公園業務委託等仕様書とおりです。
69	公募設置等指針 P12(11)	公園北側の土日は路駐禁止の規制緩和をしているエリアの駐車可能台数は何台でしょうか。現地説明会にて、駐車場を有料にした場合、警察より駐禁の緩和措置をなくすと言われていると伺ったが、その緩和を辞めて、当該エリアで見込んでいた台数をBエリアの範囲で止められれば、有料化は可能でしょうか。ご指示ください。	公園北側の路上駐車可能台数は約40台程度と把握しています。駐車台数を増やした場合においても、特定公園施設として整備する駐車場については、管理上必要であれば有料とすることはできますが、2時間までの利用は無料とすることが条件です。

70	参考資料(図面)	公園西側バス停を移設することは可能か。	関係機関との協議が必要です。
71	公募設置等指針 P13(15)	植栽の管理範囲は、こちらで提案する各施設整備範囲のみで検討すればよいか。	ご理解のとおりですが、市と認定計画提出者との協議により管理範囲等は最終決定します。
72	公募設置等指針 P10(6)	公募対象公園施設の年間使用料について 建物については、建築面積での計算で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	公募設置等指針 P10(6)	公募対象公園施設の年間使用料について、新たに整備する駐車場や車路・歩道なども面積に含まれますか。ご指示ください。	一般の公園利用者も制約等がなく使用できるものであれば、公園の使用料は免除としますが、駐車場を有料とする場合には使用料を支払っていただきます。
74	公募設置等指針 P10(5)	公募対象公園施設について、操業開始時期が令和3年12月以降になってしまってもペナルティはないでしょうか。ご指示ください。	No53の回答をご参照ください。
75	様式6, 7, 8	様式6~8について、公募対象公園施設にテナントとして参画する場合は提出しなくてよいでしょうか。ご指示ください。	構成法人とならないテナントの場合には必要ありません。
76	参考資料(図面)	Bエリア管理事務所西面の550㎡程度のアスファルト舗装面には、接着や固定をする工作物等でなく、車の乗入れ等の可動できる物の設置は可能でしょうか。ご指示ください。	No66の回答をご参照ください。
77	様式13 ④	緊急時対応計画について、「緊急時」の定義をご指示ください。	災害等を想定しています。
78	公募設置等指針 P9(4)④	「本市が行う事業に積極的に協力～」とあるが、具体的に決定しているような事業予定はあるか。	No50の回答をご参照ください。
79	公募設置等指針 P12(10)	「※この事業に係る予算措置等によりこの公募を中止とすることがあります。」とあるが、中止するとすればいつ頃でしょうか。ご指示ください。	No59の回答をご参照ください。

80	評価基準 P18【評価基準】4)④	早朝夜間時の安全・安心に配慮した管理計画となっているか。の内容について、通常の施設運用を考えると災害・不慮の事故以外考えにくいと思いますが、それと別の視点で今回の要求を示されているのでしょうか。よくある若者のモラルの話になると、今回の管理業務とは別の話になると思います。どのような場面を想定されているのか具体例をお願いします。	夜間営業や照明計画等、園路や周辺環境にも配慮した提案がなされているのか評価します。
81	公募設置等指針 P8(3)	土地利用申請等の承認手続きは必要でしょうか。ご指示ください。	提案内容によっては必要となります。
82	公募設置等指針 P8(3)	雨水放流先は既存樹で良いでしょうか。ご指示ください。	雨水放流先は既存樹で可能ですが、必要に応じて新設等検討ください。
83	公募設置等指針 P13(14)	伐採した立木の買取または再利用は可能でしょうか。ご指示ください。	提案内容によっては別途協議をお願いします。
84	参考資料(図面)	工事中の仮囲いは A,B エリア全面に施工することは可能でしょうか。ご指示ください。	可能ですが、実施にあたっては別途協議をお願いします。
85	参考資料(図面)	南西インターロッキング面(園名板前、総合案内板前)に敷鉄板養生の上、作業床として良いでしょうか。ご指示ください。	可能ですが、実施にあたっては別途協議をお願いします。
86	公募設置等指針 P13(14)	植栽及び花壇取合いの復旧方法は静岡市から仕様に関する指定がありますか。ご指示ください。	指定はありませんが、実施にあたっては別途協議をお願いします。
87	公募設置等指針 P11(10)	認定計画者より本市に求める特定公園施設の整備に要する費用の中に、工事費とともに設計費を含めることができるでしょうか。ご指示ください。	No3の回答をご参照ください。
88	その他	城北公園は特定都市河川流域に指定されている区域に入っているが、雨水浸透阻害行為の許可等は必要か。	施設の規模等により必要になる場合がありますので関係機関との協議が必要です。